

やまざきホームヘルプステーション運営規程

(介護予防訪問サービス・訪問介護・指定生活支援訪問サービス)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三幸会が開設するやまざきホームヘルプステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護、介護予防訪問サービス、指定生活支援訪問サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定訪問介護又は介護予防訪問サービス、指定生活支援訪問サービス(以下「訪問介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の目的)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 やまざきホームヘルプステーション
- (2) 所在地 浜松市西区雄踏町山崎2829番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(他の業務と兼務) 1人
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1人
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画・介護予防訪問介護計画の作成を行う。
- (3) 訪問介護員等 2.5人以上(常勤換算による)
訪問介護員等は、訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(但し、12月31日～1月2日は除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護等の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護等の内容は次のとおりとし、訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- (1) 浜松市西区・中区・南区は無料とする。
 - (2) 上記以外は、その境を越えて片道おおむね1キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき40円
- 3 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、浜松市西区・中区・南区とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第9条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年6回 他事業所は年2回
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人三幸会と

事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この運営規程は、平成13年11月1日から施行する。

この運営規程は一部を変更し、平成17年7月1日より施行する。

この運営規程は一部を変更し、平成19年12月1日より施行する。

この運営規程は一部を変更し、平成22年10月1日より施行する。

この運営規程は一部を変更し、平成23年11月1日より施行する。

この運営規程は一部を変更し、平成25年8月24日より施行する。

この運営規程は一部を変更し、平成25年12月1日より施行する。

この運営規程は一部を変更し、平成27年8月1日より施行する。

この運営規定は一部を変更し、平成29年4月1日より施行する。

この運営規定は一部を変更し、平成30年8月1日より施行する。

この運営規定は一部を変更し、平成30年10月1日より施行する。